長期使用製品安全点検制度
対応状況

対象製品（特定保守製品）
●浴室換気乾燥暖房機

対象外製品
●浴室暖房機
●脱衣室暖房機

もくじ

高須産業株式会社

2013年10月1日現在

取扱説明書の変更

浴室換気乾燥暖房機

特定保守製品

取 扱 説 明 書 (保証書付)
工事説明書別添付

高須産業株式会社

1310E

追記

天井埋込みタイプ

品番

BF-532SHD	2室換気（100V）
BF-532SHDL	2室換気（100V） 浴室照明SW付
BF-533SHD(-CL)	3室換気（100V）
BF-533SHDL	3室換気（100V） 浴室照明SW付
BF-532SHD2	2室換気（単相200V）
BF-533SHD2	3室換気（単相200V）

《リモコン》

《本　体》

もくじ

このたびは、浴室換気乾燥暖房機をお買いあげいただき、まことにありがとうございます。
●この「取扱説明書」をよくお読みいただき、正しくご使用ください。
●ご使用の前に「安全上のご注意」を必ずお読みください。
…とともに大切に保存し、必要なときにお読みください。
…品｝などの記入を確かめて、大切に保存しておいて
…法で使用され、それが原因で故障を生じた場合は、
商品の保…致しかねますのでご注意ください。

特定保守製品であることの説明追記

お買い上げいただきました商品は、消費生活用製品安全法消安法で指定される「特定保守製品」です。この商品の所有者は消安法上、点検期間中に法定点検有償を行うことが求められています。詳しくは１５～１８ページの「長期使用製品安全点検制度に関するお願い」をご覧ください。

長期使用製品安全点検制度、商品への表示について

長期使用製品安全点検制度について

■長期使用製品安全点検制度とは

●長期使用製品安全点検制度とは、「消費生活用製品のうち、消費者自身による保守が難しく、長期間の使用に伴い生じる(経年劣化)による重大事故の発生のおそれが高いもの(特定保守製品)について、経年劣化による重大事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度」です。

■特定保守製品とは

●この商品は、消費生活用製品安全法(消安法)で指定された「特定保守製品」です。

●特定保守製品とは、「消費生活用製品のうち、長時間の使用に伴い生じる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの(消安法第２条第４項)」として政令で定められた製品です。

■制度の概要

●お買い上げいただいた商品について、ご購入時に所有者情報（お名前や住所など）をご登録いただき、所定の点検期間に「点検の通知」が登録いただいた住所に届きますので、内容をご確認いただき点検の申し込みを行ってください。点検員が有償で法定点検を実施いたします。

【制度の流れ】

① ご購入
販売者から点検制度について説明いたします。

② 所有者登録
（所有者登録方法16ページ参照）

③ 点検のご案内
点検時期が来たら弊社から点検のご案内をお知らせいたします。

④ 点検の申込み
希望日時をご指定の上、当社点検受付へお申込ください。

⑤ 訪問日時のご確認
訪問日時の詳細等をご確認させていただきます。

⑥ 点検の実施(有料)
点検員が点検します。

商品への表示について

●本商品は、前面パネル・機器本体・リモコンに、特定保守製品・型式・特定製造事業者等名・製造年月・製造番号・設計標準使用期間・点検期間・問合せ連絡先を表示しています。
（製造年月・製造番号・点検期間は前面パネル、機器本体のみ表示）

【前面パネル表示位置】　【機器本体表示位置】　【リモコン表示位置】

所有者登録のについて、設計標準使用期間について

所有者登録について

■所有者登録について

●特定保守製品の所有者は、この商品の製造事業者等に法定の所有者登録をすることが責務として求められています（消安法３２条の８第１項）。

●所有者登録の方法

所有者票 (返信はがき) でのご登録	本製品には法で定められた所有者票(ビニール袋に入っています）が添付されています。 所有者票に所定事項を記入のうえミシン目で切り取って返信してください。 （インターネットから登録していただく場合は所有者票の返信は不要です）
インターネット でのご登録	【http://www.takasu-tsk.com】へアクセスし「お客様登録」の画面の 案内にしたがって登録してください。

●所有者登録いただいた情報は消費生活用製品安全法個人情報保護法および当社規定により適切に管理し、法定点検のお知らせと実施その他製品安全に関するお知らせ(製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内)をする場合以外には使用いたしません。

■所有者情報に変更が生じたときは

●転居による住所変更や所有者（入居者）が変わった場合など、所有者情報に変更が生じた場合には、登録内容を変更することが求められています。（消安法第３２条の８第２項）速やかに下記窓口までご連絡ください。登録の内容の変更を行わないと点検の通知が届かなくなります。必ずお知らせください。

高須産業株式会社　長期使用製品相談窓口　所有者登録係
０１２０-７７５-１９１へ連絡してください。
受付時間 午前 9:00 ～午後 5:00(月～金)/携帯電話・ＰＨＳからもご利用できます。
(土・日・祝日・年末年始および夏期休暇は休ませていただきます。)

設計標準使用期間について

■設計標準使用期間について

●本製品の設計標準使用期間 ※1 は10年 ※2 です。

●設計標準使用期間を超えてご使用された場合は、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

●点検期間内に法律で定められた点検(有償)をお受けください。

※1 設計標準使用期間とは、使用時間や温湿度など標準的な使用条件(「設計標準使用期間の算定の根拠について」参照)の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として商品ごとに設定される物です(消安法第３２の３)。

※２設計標準使用期間は、消安法で規定された設定基準に基づき算出された数値で、保証期間とは異なります。

設計標準使用期間は、「使用開始時期から」ではなく、「製造時期から」となります。

■設計標準使用期間の算定根拠について

●この商品の設計標準使用期間は、JIS C 9920-2「浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件」による。

区　分	項　目	条　　件	
環境条件	電圧	100V/単相200V	
	周波数	50Hz/60Hz	
	温度	20℃	(JIS C 9603による)
	湿度	65%	
	設置	工事説明書による標準設置	
負荷条件	負荷	取扱説明書による定格負荷 （浴室の広さ、乾燥する衣類の量）	
想定時間	1年間の 使用時間	換気時間　8,458時間/年 (24時間換気ただし暖房時間を除く) 乾燥時間　650時間/年 暖房時間　302時間/年	

〈次の場合、製品に表示している点検期間よりも早期に点検を依頼してください〉

①標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境などでお使いいただいた場合は、設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。この場合、製品に表示されている点検期間よりも早期に点検を依頼してください。

②本体の目的以外の用途や業務用に使用された場合、記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起き、重大事故に至るおそれが高くなります。このようなご使用はおやめください。

点検（有償）について

点検(有償)について

■点検について

●特定保守製品の所有者は、経年劣化による重大事故を防止するために、商品ごとに設定された点検期間中に法定の点検を受けるなど、その保守に努めることが責務として求められています。(消安法第32条の14)。
この商品の機器本体に表示してある点検期間になったら、忘れずに点検を受けてください。
●法定の点検後も継続してご使用いただく場合には、こまめに点検を受けることが安全にお使いいただくために必要となりますので、ご注意ください。

■点検の通知について

●所有者登録をしていただいた方に、点検期間の始まる前に法定の点検通知をいたします(消安法第32条の12)。通知を受け取られましたら、通知に記載されている指定の方法で点検をお申込みください。

■点検期間について

●この商品の点検期間は機器本体に表示されています。(８ページ「商品への表示について」参照)
●この商品は、設計標準使用期間(10年)の終了期間の前後1年6ヶ月の3年間を点検期間として設定しています。

■点検の実施について

●点検は、弊社社員または委託業者が行います。
●この点検は、ご利用いただいている商品が、点検実施時点において点検基準に適合しているかを確認するもので、その後の安全を保証するものではありません。
●点検の結果、整備が必要となった場合は、点検料金とは別に有償にて実施いたします。
●点検の結果、整備が必要となった場合でも、点検期間が過ぎている場合、所定の部品保有期間を過ぎていた場合、整備に必要な部品を保有していない場合があります。その際は、不適合があっても整備に応じられません。

■点検料金について

●この点検は有償となり、所定の点検料金をお客様にご負担いただくこととなります。
●点検料金は、①点検技術料②出張料③その他諸経費④消費税の合計金額となります。
点検料金については、下記窓口にご確認ください。ホームページでは、点検料金に関するご案内をしております。

高須産業株式会社　長期使用製品相談窓口
フリーダイヤル（無料）　0120-775-191　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
受付時間　●午前9:00～午後5:00
（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）
ホームページアドレス：　URL：http://www.takasu-tsk.com

■整備用部品の保有期間について

●この商品の部品の保有期間は、商品の製造打ちきり後下記に示す期間となります。

整備用部品	保有期間12年	点検の結果、点検基準に適合していない部分を修理するための部品です。
補修用性能部品	保有期間6年	商品の機能を維持するために必要な部品です。

※整備用部品は、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。

1．製品の対応について

日常の点検・お手入れ、点検制度ついてのお問い合わせ先について

日常の点検・お手入れについて

●この商品を安全にお使いいただくために、日常の点検・お手入れを行ってください。
●日常の点検については各取扱説明書の「愛情点検」、お手入れについてはお手入れのしかたをご覧ください。
●異音・異臭・振動などの症状がみられましたら、ただちにご使用を中止し、専用のブレーカーを切って、お買い上げの販売店または工事店に点検・修理を依頼してください。

点検制度ついてのお問い合わせ先

1)点検についてのお問い合わせは、下記窓口にお願いいたします。

高須産業株式会社　長期使用製品相談窓口

フリーダイヤル（無料）　**0120-775-191** 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間　●午前9:00～午後5:00

（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）

所有者票の添付

高須産業株式会社

袋に入れ前面パネルにテープ貼り

郵便はがき

料金受取人払郵便

潮来支店
承認

113

差出有効期間
平成27年3月
31日まで
（切手不要）

3 1 1 2 4 9 0

（受取人）

茨城県潮来市水原３０８０
高須産業株式会社
所有者登録係 行

特定保守製品

1.製　　品　　名：浴室乾燥暖房機（浴室用電気乾燥機）
2.型　　　　　式：〇〇ー〇〇〇〇〇〇
3.製　造　番　号：1 3 1 0 0 0 0 1 B
4.特定製造事業者等名：高須産業株式会社
　　　　　　　　　　茨城県潮来市水原3080
5.製　造　年　月：2013年10月
6.設計標準使用期間：10年
7.点　検　期　間：2022年4月～2025年3月
8.問 合 せ 連 絡 先：高須産業（株）長期使用製品相談窓口
　　　　　　　　　　所有者登録係　0120-775-194

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄

販 売 事 業 者 名：
住　　　　　　所：
電　話　番　号：（　　　　）　　—

お客さまへの説明：　　　年　　　月　　　日
☐販売事業者　☐設置事業者氏名（　　　　　　）

（ミシン目）

この所有者票はお客様の控えとなります。
取扱説明書とともに大切に保管してください。

お客様控え所有者票

特定保守製品の登録と点検を

■所有者登録の方法
所有者票の返信またはインターネットのいずれかよりご登録ください。
※電話による登録は受け付けておりませんので、ご了承ください。

所有者票（返信はがき）でのご登録	所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信してください。（インターネットから登録していただく場合は所有者票の返信は不要です）
インターネットでのご登録	http://www.takasu-tsk.comへアクセスし、「お客様登録」の画面の案内にしたがって登録してください。

■所有者登録いただいた情報は消費生活用製品安全法、個人情報保護法および当社規定により適切に管理し、法定点検のお知らせと実施、その他製品安全に関するお知らせ(製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内）をする場合以外には使用いたしません。

■所有者登録情報の変更や法定点検についてのお問い合わせは、下記連絡先までご連絡ください。ホームページでは、法定点検に関する案内をしております。

長期使用製品相談窓口　0120-775-191
受付時間　平日9:00～17:００月曜～金曜(祝日及び年末年始を除く)
ホームページ http://www.takasu-tsk.com

特定保守製品

1.製　　品　　名：浴室乾燥暖房機（浴室用電気乾燥機）
2.型　　　　　式：〇〇ー〇〇〇〇〇〇
3.製　造　番　号：1 3 1 0 0 0 0 1 B
4.特定製造事業者等名：高須産業株式会社
　　　　　　　　　　茨城県潮来市水原3080
5.製　造　年　月：2013年10月
6.設計標準使用期間：10年
7.点　検　期　間：2022年4月～2025年3月
8.問 合 せ 連 絡 先：高須産業（株）長期使用製品相談窓口
　　　　　　　　　　所有者登録係　0120-775-191

販 売 事 業 者 名：
電　話　番　号：（　　　　）　　—
設 置 事 業 者 名：
電　話　番　号：（　　　　）　　—

事業者さまからお客さまへの説明

お客様控え所有者票

お買上げいただきました製品は、平成21年4月1日施工の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。
この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

注意！販売事業者は、以下の内容をお客さまに説明することが消安法(消費生活用製品安全法)により定められています。

① この製品は、消安法で指定された製品(特定保守製品)で、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多いため、設計標準使用期間が経過したら、所有者は点検期間中に点検を受けることが求められています。
② 長期使用製品安全点検制度とは、経年劣化による事故を防ぐために、お客さまのご依頼を受けてメーカーが有償点検を行う制度です。
③ この製品の所有者は、点検期間が来たときにメーカーが連絡を行うため所有者情報を提供(所有者登録)することが求められています。

- この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面に記載の所有者登録窓口へ速やかに連絡をお願いいたします。
- 所有者登録のため、この製品の所有者から、所有者票をお渡しいただくなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の特定製造事業者等に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

点検の流れ

①ご購入
販売店から
点検制度について説明します

②所有者登録
記入した所有者票を返送または
インターネットから登録します

③点検の案内
点検時期が来たら弊社から
通知します

④点検の申込み
所有者が点検を依頼します
※点検は有償です

⑤訪問日時の確認
点検員が訪問日時をご確認
させていただきます

⑥点検の実施
点検員が点検します

（ミシン目）

お客さま　記入欄

所有者票（返信用）

- ※印の個所は記入必須事項です。
- お客様記入欄には「個人情報保護シール」を貼付してご返信ください。
- 登録いただいた情報は個人情報保護法および弊社規定により適切に管理し、点検のお知らせと実施、製品安全に関するお知らせ(製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内）を する場合以外には使用致しません。
- 賃貸物件の場合は、所有者に代わり、管理会社の連絡先の記入でも可

特定保守製品所有者情報

フリガナ		
※所有者氏名	(姓)	(名)
	(法人、団体、管理会社名)	
※所有者住所	〒　　-	
	都・道・府・県　　市	
	区・郡　　番地	
	アパート・マンション名　　号室	
	電話番号　　—　　—	
※製品の設置場所（所有者の住所と違う場合はご記入ください。）	〒　　-	
	都・道・府・県　　市	
	区・郡　　番地	
	アパート・マンション名　　号室	

販売事業者からの説明について

この製品の引渡し時に本制度について事業者から説明を受けましたか？
☐はい　☐いいえ

この所有者票の記入者　☐お客さま　☐代行者

工事説明書の内容変更

高須産業株式会社

特定保守製品に関するお願い

【工事店様へ】

●本体と前面パネルと所有者票の製造年月を合わせるため下記の確認を行って設置工事をお願いします。

1）本体ラベル、前面パネルと所有者票の「品番」「製造番号」「製造年月」が同じであること。

2）所有者票は前面パネルラベルと所有者票に記載されている「型式」、「製造年月」、「製造番号」が違わないように保管し、設置工事が完了したら販売事業者様またはお客様へお渡しください。

●別添付の取扱説明書は所有者用ですので、必ず所有者にお渡しください。

【販売事業者様へ】

●付属の取扱説明書と所有者票は、所有者（消費者、賃貸業者）に必ずお渡しください。

●前面パネルラベルと所有者票に記載されている「型式」、「製造年月」が違わないように所有者にお渡しください。

●所有者（消費者、賃貸業者）に所有者票に記載されている法定説明事項をご説明いただく義務（消費生活用製品安全法第32条の5第1項）と、所有者登録にご協力いただく責務（消費生活用製品安全法第32条の8第3項）が定められていますので、ご協力をお願いします。

本体への消安法ラベル貼りつけ

高須産業株式会社

【天井埋め込み型タイプ】

本体側　　前面パネル側

●BF-211SR

表示位置　　表示位置

●BF-511～3SR

表示位置　　表示位置

●BF-711～2SR

●BF-151～3RX
●BF-151RX-VH
●YZ-151RX

表示位置

本体側表示シール

●BF-○○○SR

特定保守製品　型式 BF-512SR
製造番号:09040001　A
特定製造事業者等名
高須産業株式会社
茨城県潮来市水原3080
製造年月　2009年　4月
設計標準使用期間 10年
点検期間　2017年10月～2020年9月
問合せ連絡先
長期使用製品相談窓口　0120-775-191
AC100V　50/60Hz
1420/1430W　Takasu　PSE
ヒーター用温度ヒューズ　91℃
高所取付用　MEDE　IN　JAPAN
消防法　設置基準適合"組込形"

●BF-15○RX

特定保守製品　特定製造事業者等名:高須産業株式会社
製造年月:2009年 4月　点検期間:2017年10月～2020年9月
設計標準使用期間 10年　問合せ連絡先:0120-775-191
長期使用製品相談窓口　フリーダイヤル 0120-775-191

前面パネル側表示シール

型式：BF-51○SR、BF-15○RX、BF-81○RX、

特定保守製品　型式:BF-811RX　製造番号:09040001C
製造年月:2009年 4月　点検期間:2017年10月～2020年9月
設計標準使用期間:10年　特定製造事業者等名:高須産業株式会社
問合せ連絡先:0120-775-191　住所:茨城県潮来市水原3080

リモコン側

KK-SR リモコン

表示位置

KK-RX リモコン

表示位置

SRリモコン側表示シール

特定保守製品　型式 BF-512SR　設計標準使用期間 10年
特定製造事業者等名 高須産業株式会社　問合せ連絡先 0120-775-191
※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載

RXリモコン側表示シール

特定保守製品　型式 BF-○○○RX
設計標準使用期間　10年
特定製造事業者等名 高須産業株式会社

※製造年月製造番号、点検期間、
製造事業者住所は本体に記載

本体への消安法ラベル貼りつけ

高須産業株式会社

【天井埋め込み型タイプ】

本体側　　　　　　　　　　前面パネル側

●BF-231SHA
●BF-231SHA2
●BF-231SHC
●DK24BK-1N(T)

●BF-532/533SHD
●BF-532/533SHDL
●BF-532/33SHD 2
●BF-532/33SHE
●BF-532/33SHF
●DK24BK-2N(T)
●DK24BKT-3N(T)

型式：BF-〇〇〇RX

●BF-161～3RX

本体側表示シール

型式：BF-〇〇〇SH〇、BF-16〇RX、BF-86〇RX

特定保守製品 BF-532SHD
製造年月：2013年 7月
設計標準使用期間：10年
問合せ連絡先：0120-775-191
製造番号：13070001
点検期間：2022年 1月～2024年12月
特定製造事業者等名：高須産業株式会社
住所：茨城県潮来市水原3080

前面パネル側表示シール

型式：BF-〇〇〇SH〇、BF-16〇RX、BF-86〇RX

特定保守製品 BF-532SHD
製造年月：2013年 7月
設計標準使用期間：10年
問合せ連絡先：0120-775-191
製造番号：13070001
点検期間：2022年 1月～2024年12月
特定製造事業者等名：高須産業株式会社
住所：茨城県潮来市水原3080

リモコン側

特定保守製品 設計標準使用期間：10年 特定製造事業者等名：高須産業株式会社
問合せ連絡先：フリーダイヤル 0120-775-191
※製造年月、製造番号、点検期間については本体に記載
24時間換気は、住宅の全般換気として使用する場合は停止させないでください。

KK-RX リモコン

RXリモコン側表示シール

特定保守製品 型式 BF-〇〇〇RX
設計標準使用期間　10年
特定製造事業者等名 高須産業株式会社
※製造年月製造番号、点検期間、製造事業者住所は本体に記載

工事説明書の内容変更

高須産業株式会社

【壁面取付型タイプ】

本体側

●BF-811RX
●BF-811RXR
●BF-811RX-VH
●YZ-811RX

前面パネル側

●BF-861RX
●BF-861RXR

本体側表示シール

●BF-811RX
●BF-811RXR
●BF-811RX-VH
●YZ-811RX

特定保守製品

特定製造事業者等名:高須産業株式会社
住所:茨城県潮来市水原3080
製造年月:○○○○年○○月
点検期間:○○○○年○○月~○○○○年○○月
設計標準使用期間:10年
問合せ連絡先:高須産業株式会社
長期使用製品相談窓口
フリーダイヤル:0120-775-191

前面パネル側表示シール

●BF-811RX
●BF-811RXR
●BF-811RX-VH
●YZ-811RX

●BF-861RX
●BF-861RXR

特定保守製品 BF-861RX	製造番号:13070001
製造年月:2013年 7月	点検期間:2022年 1月~2024年12月
設計標準使用期間:10年	特定製造事業者等名:高須産業株式会社
問合せ連絡先:0120-775-191	住所:茨城県潮来市水原3080

リモコン側

KK-RX リモコン

RXリモコン側表示シール

特定保守製品 型式 BF-811RX
設計標準使用期間　10年
特定製造事業者等名 高須産業株式会社
問合せ連絡先 0120-775-191
※製造年月製造番号、点検期間、
製造事業者住所は本体に記載

梱包箱への表示内容

高須産業株式会社

【梱包箱側面】

特定保守製品

上記「特定保守製品」であることを、型式印刷面に追記

２００９年４月１日以降製造分は「特定保守製品」です。
製造年月日の早い製品から出荷をお願いします。

２．既販品への対応

高須産業株式会社

高須産業株式会社では、法施工前より製造された特定保守製品についても
点検を実施させていただきます。
長期使用製品相談窓口までお問い合わせください。

対象機種

2009年3月31日以前に製造された製品。

対象型式の確認はホームページにて検索できます。

ホームページアドレス：【http://www.takasu-tsk.com】

高須産業株式会社　長期使用製品相談窓口

フリーダイヤル（無料）　０１２０-７７５-１９１　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
受付時間　●午前9:00～午後5:00
（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）

３．点検料金

高須産業株式会社

特定保守製品の法定点検の基本料金＝15,750円（税別15,000円）
（部品交換の場合、部品代別途必要）

内訳
点検技術料10,000円＋出張交通費等2,000円＋その他経費3,000円（送料等含む）
作業は1時間程度を目安としておりますが、取付状況により異なる場合が
あります。

４．ホームページによる案内について　高須産業株式会社

対応２００９年４月１日より

下記内容を案内
１．改正消費生活用製品安全法の概要説明
２．特定保守製品における所有者様の役割と登録までのステップ
３．特定保守製品における取引事業者様の役割説明
４．点検対象製品一覧
５．既販品（2009年3月31日以前に生産した商品）一覧
６．長期使用製品安全点検制度についての説明
７．この制度に関する詳細は、経済産業省のホームページ
「消費生活用製品安全法改正について」、「製品安全ガイド」に
関するサイトで詳細情報が記載されています。

経済産業省のホームページ
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html